

日本乳腺甲状腺超音波医学会
平成30年度 研究部会設置申請応募要領

1.研究部会設置の対象

乳腺及び甲状腺疾患等の超音波診断学についての研究、ならびに検査法の教育等を行うことで、該当疾患の適切な診断と治療法の向上に貢献することを目的とし、以下の項目を満たすものを対象とします。

- (1) 2年間で限度としてその目的を達成し、終了する見込みのあるもの
- (2) 研究部会の目的を達成するにあたり、広く会員が参画できるもの
- (3) 倫理的問題がないもの

2.申請資格

申請者は、本会正会員からなるグループとします。

3.研究期間及び提出期限

新規に申請する場合には、研究期間は、1年又は2年とします。

研究期間が2年経過し、更に研究を継続したい場合には、新たに申告書類を(1月末までに)提出してください

4.研究経費について

申請に基づき理事会で審査、決定いたします。

5.支出対象

- (1) 会議費
- (2) 通信費
- (3) 交通費
- (4) 英文校正費
- (5) その他

6.審査

学術委員会が、応募申請されたものを総合的に審査し理事会にて採否を決定いたします。

7.知的所有権等

本研究により新たに得られた知的所有権等は、研究者に帰属いたします。従って、知的所有権等の申請に要する経費は、個人負担になります。なお、知的所有権等の申請を行った場合は、本委員会委員長宛に報告してください。

8.開催案内の広報の義務

- (1) 採択された代表者は、年度毎に研究部会開催実施計画を本学会誌、及び本会 Web site に掲載してください。
- (2) 採択された代表者は、研究部会開催の都度プログラムを本学会誌、及び本会 Web site に掲載してください。

9.研究成果の報告の義務

年度ごとの最後に1年分の研究活動の報告をまとめたものを本委員会委員長宛に提出してください。

10.会計報告の義務

代表者は、毎年度2月末迄に収支決算書を作成し、事務局に提出してください。提出日の延期は、認められません。

11.利益相反の報告の義務

本研究部会へ応募するにあたり「利益相反状態自己申告用紙(研究部会用)」にて利益相反の有無の申告について、申告用紙に必要事項を記載し提出を行ってください。

12.申請書提出方法及び提出先

下記の申請書類をダウンロードの上、必要事項を記入し、メールで申請してください。

特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会(JABTS)事務局
〒142-8666 東京都品川区旗の台 1-5-8 昭和大学医学部乳腺外科内

secretary@jabts.sagai.jp